

二、任意退學及任意離退の制限——公醫依託生は正當の事由なくしては任意退學又は公醫依託生たることを任意離退することを許されない。

三、公醫依託生の罷免——左の各號の一に該當したるときは公醫依託生を免ぜられる。

(イ) 退學處分又ハ停學處分ヲ受ケタルトキ

(ロ) 退學シタルトキ

(ハ) 成業ノ見込ナキトキ

(ニ) 正當ノ事由ニ因リ公醫依託生ヲ辭シタルトキ

四、學資の辨償——公醫依託生として政府より學資の支給を受けたる者(イ)公醫依託生を免ぜられたるとき又は(ロ)義務年限中に公醫を免ぜられたるときは既に受けたる學資の全額又は一部の辨償を命ぜられる。

五、公醫依託生の遵守事項——公醫依託生は別に定むる公醫依託生心得及厚生省の指示する事項は嚴に遵守すべきものである。

保險院の「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」調査

保險院に於ては保險院調查資料第二號として「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」なる冊子を刊行したが、その附錄として簡約されてゐる一覽表の一部を再録すれば以下の如くである。(丁抹、チエッコ・スロバキア及芬蘭の分を除く。)

(一) 被保險者範圍

英吉利

國內及英船舶内に於て勞働契約に依り雇傭せらるゝ

	十四歳以上の者		五八	
(ロ) 年收七、一一〇マルク以下の職員、高級船員	獨逸瑞典	(ロ) 四十歳未滿の礦山勞働者	強制	
(ハ) 鐵業勞働者		(ハ) 十六歳以上六十六歳迄の一般國民		
(ニ) 聯邦及州に雇傭せらるゝ勞働者		(ニ) 制度實施期及性質		
(イ) 農工、商業の一般勞働者、家事使用人、普通船員	佛蘭西	(イ) 宰婦孤兒及老齡掛金年金制度	英吉利	
(ロ) 鐵夫		(ロ) 一九二五年		
(ハ) 海上航行に從事する船員				
(ミ) 鐵道及郵便事業從業員				
(ホ) 國營事業(例、煙草、燐寸、造幣等)の勞働者、伊太利				
(イ) 十五歳以上六十五歳迄の農工、商業の貨銀勞働者	獨逸	(イ) 癡疾、老齡保險は一八八九年	強制	
(ロ) 船舶乘組員及港灣にて船舶に雇傭せらるゝ者	佛蘭西	(ロ) 宰婦、孤兒保險は一九一一年		
(ハ) 國營鐵道及電話事業の從業員		(ハ) 職員制度	一九一三年	
(ニ) 船舶關係勤務者		(ロ) 鐵夫制度	一九二三年	
(イ) 白耳義	一般社會保險制度	(イ) 一般社會保險制度	英吉利	
(イ) 貨金勞働者、年收一、八〇〇法以下の獨立勞働者	商工業勞働者及家事使用人	(ロ) 農業勞働者制度は一九三〇年		
(ロ) 年收額を問はず總ての職員	制度は	(ハ) 船員制度	一九三四年	
(ハ) 鐵山勞働者及其の監督者		(ニ) 鐵道從業員制度	一九〇九年	
(ニ) 船員		(ホ) 郵便從業員制度	一九三〇年	
(ホ) 十八歳以上の國民一般(任意加入)		(ミ) アルサス・ローレンに於ける制度	一九二四年	
(1) 勞働者制度		(1) 勞働者制度	一九一九年	
(2) 職員制度		(2) 職員制度	一九一九年	
(3) 鐵夫制度		(3) 鐵夫制度	一九一一年	
(イ) 貨金勞働者制度		(イ) 貨金勞働者制度	一九一一年	強制
和蘭				
(イ) 十四歳以上にして年收二、〇〇〇フロリン以下の被保險者たる職員、勞働者				
英吉利				
國內及英船舶内に於て勞働契約に依り雇傭せらるゝ				

(ロ) 船員制度	老齡及癡疾年金	伊太利
(ハ) 國營鐵道從業員制度	孤兒年金	(イ) 貨金勞動者制度
白耳義	葬祭給付	(イ) 癡疾年金
一九一九年	老齡年金	(2) 癡疾年金
一九〇九年	遺族給付	(1) 船員制度
(イ) 勞動者制度	孤兒年金	(4) 遺族給付
(ロ) 職員制度	葬祭給付	(3) 船員制度
(ハ) 鐵夫制度	老齡年金	(2) 癡疾年金
(ミ) 船員制度	遺族給付	(1) 船員制度
(ホ) 國民保險制度	老齡年金	現物給付
和蘭典	遺族年金	(ロ) 船員制度
(イ) 一般制度	老齡給付	(3) 癡疾年金
(ロ) 鐵夫制度	老齡給付	(2) 癡疾年金
瑞典	老齡給付	(1) 癡疾年金
國民保險制度	老齡年金	大體勞動者制度
(三) 保險給付	老齡年金	(ハ) 鐵夫制度
英吉利	老齡年金	(ロ) 職員制度
(甲) 保險給付の種類	老齡年金	(イ) 勞動者制度
寡婦孤兒及老齡撫出年金制度	老齡年金	(ロ) 職員制度
(1) 寡婦孤兒年金	老齡年金	(ハ) 大體勞動者制度に於ける給付に同じ
(2) 老齡年金	老齡年金	(二) 船員制度
獨逸	老齡年金	(一) 鐵夫制度
(イ) 勞動者制度	老齡年金	(二) 船員制度
(1) 癡疾及老齡年金	老齡年金	(一) 船員制度
(2) 寡婦年金	老齡年金	(二) 大體鐵夫制度に於ける給付に同じ
(3) 鰥夫年金	老齡年金	(一) 船員制度
(4) 孤兒年金	老齡年金	(二) 船員制度
(ロ) 職員制度	老齡年金	(二) 船員制度
勞動者制度に於ける給付に同じ	老齡年金	(一) 船員制度
(ハ) 鐵夫制度	老齡年金	(二) 大體鐵夫制度に於ける給付に同じ
勞動者制度に於ける給付に同じ	老齡年金	(一) 船員制度
職員制度	老齡年金	(二) 船員制度
勞動者制度に於ける給付に同じ	老齡年金	(二) 船員制度
(ハ) 鐵夫制度	老齡年金	(一) 船員制度

(ロ) 船員制度

- (1) 老齢年金
- (2) 癒疾年金
- (3) 遺族年金

和蘭

(イ) 一般制度

- (1) 老齢及癒疾年金
- (2) 遺族年金

日本
鑛夫制度

(ロ) 鑛夫制度

- (1) 老齢及癒疾年金
- (2) 遺族年金

瑞典

國民保險制度

- (1) 老齡年金
- (2) 癒疾年金

(備考) 以上の年金給付の外に癒疾の軽減及預防を目的とする現物納付として醫藥を支給する例多し。

五五歳（機關手火夫は五〇歳）——五、〇〇〇法以上、但し基本賃金の四分の三を超ゆることを得ず——二五年

(ホ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度

六〇歳——年一、一〇〇法の基本額に一定額を加算したる額——一、二〇〇週の保険料完納

(2) 職員制度

六〇歳——年七二〇法——男は一二〇保険料月

獨逸

(イ) 勞働者制度

- 六五歳——年七二マルクの基本額に一定の額を合算したる額——二一〇保険料週

(ロ) 職員制度

- 六五歳——年三六〇マルクの基本額に一定の額を合算したる額——六〇完納月額保険料

(ハ) 鑛夫制度

六五歳——労働者制度に於けると同じ——三六完納月額保険料

佛蘭西

(イ) 一般社會保險制度

六〇歳——通常拂込保険料の總額——三〇保険料年（ロ） 鑛夫制度

五五歳——拂込保険料の總額に一定の補足金を合算したる額——一五年

(ハ) 船員制度

五〇歳——年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法（職務に依り異なる）——一五年

(ニ) 幹線鐵道從業員制度

五五歳（機關手火夫は五〇歳）——五、〇〇〇法以上、但し基本賃金の四分の三を超ゆることを得ず——二五年

(ホ) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度

六五歳——老齡年金額（支給開始年齢—老齡年金額—資格期間）

(2) 職員制度

六〇歳——年一、一〇〇法の基本額に一定額を加算したる額——一、二〇〇週の保険料完納

英吉利

(イ) 貨幣勞働者制度

- 寡婦孤兒及老齡據出年金保險
- 六五歳——週一〇志——一〇四完納週額保險料

(ロ) 職員制度

- 六五歳——年三六〇マルクの基本額に一定の額を合算したる額——二一〇保険料週

(ハ) 船員制度

(1) 六〇歳 (2) 五五歳 (3) 五〇歳——以下の合算額

(1) 一九二〇年以後に於て乗船したる期間の平均賃銀年額の百分の一、(2) 一九一四年より一九一九年の間に乘船したる期間の平均賃銀年額の百分の一、(3) 一九一八年以前に乗船したる期間の平均賃銀年額の百分の二

五十分の一——(1) 航海勞務に二〇年勤務したる者は六〇歳より、(2) 機關部に二〇年勤務したる者は五五歳より、(3) 機關部に二〇年勤務したる者は五〇歳より

より、(3) 機關部に二〇年勤務したる者は五〇歳より

より、(3) 機關部に二〇年勤務したる者は五〇歳より

より、(3) 機關部に二〇年勤務したる者は五〇歳より

(イ) 白耳義

六五歳——個人の積立額に依る基本年金の五及國庫補助金——資格期間を要せず

(ロ) 職員制度

六六五歳、女六〇歳——右に同じ——右に同じ

(ハ) 鑛夫制度

地表勞働者は六〇歳、坑内勞働者は五五歳——一定の基礎額に國庫補助金を合算したる額——右に同じ

(イ) 和蘭

(イ) 一般制度

六五歳——平均週額保險料の二六〇倍を基本額とし、之に保險料拂込總額の一・一・二%を合算したる額——資格期間を要せず

(内) 癒疾年金に關する保險給付

(勞動不能の程度——癒疾年金額—資格期間)

伊太利

(イ) 貨幣勞働者制度

六七歳——拂込保險料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加年金を合算したる額

(内) 癒疾年金に關する保險給付

(ロ) 職員制度

- 六五歳——拂込料の平均年額の五倍に相當する基本額に一定の額を合算したる額——四八〇週の保險料完納

(ハ) 船員制度

(イ) 一般社會保險制度

三分の二の労働能力喪失——大體平均賃銀年額の四

○%程度——二年

(ロ) 鐵夫制度

右に同じ——最初五年間は月三三〇法、以後は年四、〇〇〇法——十年間の採鐵勞働

(ハ) 船員制度

船員としての勞働能力を全く、又は永久的に喪失一年四、二〇〇法乃至八、四〇〇法(職務に依り異る)——十五年

(ニ) 郵便從業員制度

勞働不能——業務上の癥疾は最近の年俸給の四分の三、業務外の場合は三分の一——資格期間を要せず

伊太利

勞働不能——業務上の癥疾は最近の年俸給の四分の三、業務外の場合は三分の一——資格期間を要せず

英吉利

(給付の種類—給付金額)

寡婦孤兒及老齡掛金制度

(1) 寡婦年金——再婚に到る迄週一〇志

(2) 孤兒年金——十四歳未滿の孤兒に對し週七志六片

船員制度

伊太利

遺族年金——被保險者が年金を受くる資格を有し且つ業務上の事由により死亡の場合は其の寡婦に對し、被保險者の受くべかりし年金の半額、一定年齢未滿の子あるときは年金の十分の一を加算す、但し其の最高限は被保險者の受くべかりし年金の四分の三以内

獨逸

(ロ) 船員制度

航海業に永久的に不適當——以下の合算額(1)一九二〇年以降に於て乗船したる期間の平均賃金年額の三十分の一、(2)一九一四年より一九一九年の間乗船

したる期間の平均賃金年額の百分の一、(3)一九一八年以前に乗船したる期間の平均賃銀年額の百五十分の二——二〇年間船員として被備

白耳義

(イ) 職員制度

全部的且永久的勞働不能——年一、五〇〇法——十一年乃至二十年

(ロ) 鐵夫制度

勞働不能——年一、八〇〇法乃至三、六〇〇法の基本

佛蘭西

一般社會保險制度

(1) 寡婦年金——被保險者の寡婦に對し其の報酬の二%以上最高限貨銀の三分の二以内

(2) 孤兒年金——十三歳未滿の孤兒一人に付年一二〇法以下

國民保險制度

永久的勞働不能——拂込保險料總額の一定割合に相當する基本額に一定の附加年金を合算したる額

(丁) 死亡に關する保險給付

(給付の種類—給付金額)

伊太利

金の五〇%

(2) 孤兒年金——十二歳未滿の孤兒に對し片親無き場合は年三六〇法、兩親無き場合は年七二〇法

白耳義

(イ) 職員制度

受くべかりし年金の二分の一、再婚の場合は三分の年金に相當する一時金

白耳義

(ロ) 職員制度

(3) 寡婦年金——死亡又は再婚に到る迄被保險者の受くべかりし年金の二分の一、再婚の場合は三年

の受くべかりし年金の十分の四に年三六マルクの

白耳義

(イ) 職員制度

全部的且永久的勞働不能——年一、五〇〇法——十一年乃至二十年

(ロ) 鐵夫制度

勞働不能——年一、八〇〇法乃至三、六〇〇法的基本

(4) 孤兒年金——一五歳未滿の孤兒に對し被保險者の受くべかりし年金の十分の四

手當

(2) 孤兒手當金——一六歳未満の遺児に對し年三十六法

○法

和 蘭

(イ) 一般制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の五分の一以上、遺児年金の合算額は寡婦年金と同額

(ロ) 鐵夫制度

遺族年金——寡婦に對し被保險者の受くべかりし年金の半額、十六歳未満の遺児に對しては年三六〇フロリン

財 源

(雇主——被保險者——國庫)

英 吉 利

寡婦孤兒及老齡據出年金制度

(雇主) 男、週四・五片、女、週二・五片

(被保險者) 男、週四・五片、女、週二・〇片

獨 還

(國庫) 保険料收入と支出の差額(相當多額支出す)

(イ) 勞働者制度

(雇主) 保険料(質銀の五%)の二分の一
(被保險者) 同上

(國庫) 療疾、老齡年金には夫々年額七二マルク

(ロ) 職員制度

(雇主) 保険料(質銀の四%)の二分の一
(被保險者) 同上(國庫) 保険料(質銀の四%)の二分の一
(被保險者) 同上

(國庫) 無し

(ハ) 鐵夫制度

(被保險者) 紿料の六%に相當する額

(國庫) 制度上生じたる不足額を填補す

(ト) アルサス・ローレンに於ける制度

(1) 勞働者制度

(2) 職員制度

(3) 鐵夫制度

(4) 船員制度

(5) 幹線鐵道從業員制度

(6) 地方鐵道從業員制度

(7) 船員制度

(8) 貨物勞働者制度

(9) 貨物船員制度

(10) 貨物鐵道從業員制度

(11) 貨物鐵道船員制度

(12) 貨物鐵道船員制度

(13) 貨物鐵道船員制度

(14) 貨物鐵道船員制度

(15) 貨物鐵道船員制度

(16) 貨物鐵道船員制度

(17) 貨物鐵道船員制度

(18) 貨物鐵道船員制度

(19) 貨物鐵道船員制度

(20) 貨物鐵道船員制度

(21) 貨物鐵道船員制度

(22) 貨物鐵道船員制度

(23) 貨物鐵道船員制度

(24) 貨物鐵道船員制度

(25) 貨物鐵道船員制度

(26) 貨物鐵道船員制度

(27) 貨物鐵道船員制度

(28) 貨物鐵道船員制度

(29) 貨物鐵道船員制度

(30) 貨物鐵道船員制度

(31) 貨物鐵道船員制度

(32) 貨物鐵道船員制度

(33) 貨物鐵道船員制度

(34) 貨物鐵道船員制度

(35) 貨物鐵道船員制度

(36) 貨物鐵道船員制度

(37) 貨物鐵道船員制度

(38) 貨物鐵道船員制度

(39) 貨物鐵道船員制度

(40) 貨物鐵道船員制度

(41) 貨物鐵道船員制度

(42) 貨物鐵道船員制度

(43) 貨物鐵道船員制度

(44) 貨物鐵道船員制度

(45) 貨物鐵道船員制度

(國庫) 一九三〇年以降二〇年間に四五〇萬リラの

補助金を支出せり

(被保險者) 國營鐵道の補道從業員制度

(國庫) 同上
(被保險者) 保険料(貨銀の一・二%)の二分の一

(雇主) 主として雇主負擔す

(被保險者) 一部分を負擔す、週〇・一五フロリン
乃至〇・六〇フロリン

計

一七、九一九

四九〇、八八五

佛蘭西 (一九三三年)

一般社會保險制度

八、七七〇千人

制度實施當初補助金支出
千法郎

(國庫) 軍務に就く者に對してのみ支出す

(被保險者) 鐵夫制度

九六、三四三

制度實施當初補助金支出
千法郎

(被保險者) 保険料(貨銀の一〇%)の五分の三

(雇主) 保険料の五分の一

(國庫) 無し

(イ) 一般社會保險制度

八、七七〇千人

(ロ) 鐵夫制度

二八五

(ハ) 船員制度

一九六

(ニ) 鐵道從業員制度

一七四、六五〇

(國庫) 軍務に就く者に對してのみ支出す

(被保險者) 鐵夫制度

四九三

(ハ) 船員制度

二四、二七五

(國庫) 無し

瑞典

國民保險制度

(被保險者) 保険料は年六クラウンなるも收入額に

依り二クラウン乃至三〇クラウンの増加保険料を

徵收す

(國庫) 國は附加年金の四分の三、地方自治團體は
四分の一を負擔

計

(ホ) 國營事業勞働者制度

九四

五五、五〇〇

(ロ) 職員制度

三六

(ハ) 鐵夫制度

一二、五九八

(ニ) 職員制度

五一

(イ) 賃金勞働者制度

四〇五、七五〇

(伊太利 (一九三三年))

(イ) 賃金勞働者制度

九四

(ロ) 職員制度

一〇、三八八

(ハ) 鐵夫制度

一、七七二

(ニ) 船員制度

七三四、〇六六

(イ) 賃金勞働者制度

七三四、〇六六

(ロ) 職員制度

一、一八三

(ハ) 鐵夫制度

三三五

(ニ) 船員制度

一八一

(イ) 賃金勞働者制度

三

(ロ) 職員制度

一

(ハ) 鐵夫制度

九五、〇〇〇

(ニ) 船員制度

五〇八

(イ) 賃金勞働者制度

一、一八三

(ロ) 職員制度

三三七

(ハ) 鐵夫制度

七三四、〇六六

(イ) 一般制度

和蘭

和蘭

資料

(イ) 一般制度(一九三三年)

三千五百人
三千フローリン

(ロ) 鎌夫制度

三千人
三千七百三十一

計

三千八百二
三千七百三十一

國民保険制度

三千九百三十
千人

財團法人人口問題研究會編雑誌「人口

瑞

典(一九三三年)

三千九百三十
千人

紹介

獨逸人口の年齢別構成
下條博士著「日本社會政策的施設史」林芳郎
五十嵐達孝森岡正陽
布川靜淵

自由主義的人口政策の全貌
人口的要素と社會現象との相互關係
獨逸人口の年齡別構成
下條博士著「日本社會政策的施設史」
林芳郎
五十嵐達孝
森岡正陽
布川靜淵

一九四〇年度に於ける獨逸の六十二大都市の人口動態
は次表に見るが如く、一一・三の婚姻率は大量の戰時結婚を見た前三九年を除き之を三八年の一〇・六、三七年の一〇・一と照合して現下の戰争が獨逸大都市の婚姻を瑣少も阻害してゐることを證明するものといつてよく、又一七・四の出生率はナチス治下に於ける獨逸大都市の示した最高の數字として大都市に於ける人口發展が極めて好調にあることを示してゐる。
(Wirtschaft u. Statistik 1941, Nr. 4 所載)

財團法人人口問題研究會編「人口問題資料」第三卷第四號の刊行
財團法人人口問題研究會編「我國の將來人口」の刊行

財團法人人口問題研究會に於ては季刊誌「人口問題」
第三卷第四號を刊行したが、その内容を示せば次の如くである。

内容目次

講演

最近の人口趨勢と人口政策
熊谷憲一人口の質的轉化の過程に関する一考察
齊博暉峻義等

内容目次

調査研究

人口の質的要素としての民族性格の一考察
翁倉具榮農林批評現住人口論
若木禮植民政策の基準
吉田秀夫明治初年の北海道拓殖論議
管子の土地人口に關する意見
人口動態の現象論的考察本邦出生率調査の沿革とその歸納
増田重喜滿洲國少數種族の減退
田口稔

財團法人人口問題研究會に於て開催した第十二回人
口問題同研者會合については本誌前號本欄所報の如く
であるが、同研者會に於てはその記録を「我國の將來
人口」なる題名の下に同會編人口問題資料第四十五輯
として刊行した。その内容目次は次の如くである。

序に代へて——開會挨拶
人口政策確立要綱の目標と方策
總數

	一九四〇年	一九三九年
婚姻	二七三、三一八	三四一、七七八
出生	四三三、一八二	四〇三、四九七
内私生	三五九四〇	三九、〇二二
死亡	三〇九、七七八	二九八、三六八
内結合	一八、〇三四	一六、一五六
心臟病	五〇、六九八	四七、九八九
肺炎	二三、九二五	二三、八九六
老衰	一八、三九九	一五、七六七
人口千に付		
一九四〇年 一九三九年 一九三八年		
婚姻	一一・三	一四・二
出生	一七・四	一六・八
内私生	一・五	一・六
死亡	二・八	二・四
内結合	〇・七四	〇・六七
	〇・六三	〇・六三

参考附錄——昭和十六年一月二十二日

閣議に於て決定せる人口政策確立要綱